

## ◆◆小野町タクシー利用料金助成制度の利用方法◆◆

### 1 タクシーに乗る時に、対象者証を運転手に見せてください。

- 運転手に対象者の番号をメモします。
- 目的地を伝えます。

※身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、対象者証と一緒に運転手に見せてください。

**注意!!**

- ★利用するときは、対象者証を必ず見せてください。見せないで利用すると、全額自己負担になります。

利用できるのは  
月に16回まで  
です。

利用する前に対象者証を  
確認しましょう!

### 2 目的地に着いたら、料金を支払います。

- メーター料金が800円を超えた場合  
⇒ 800円のみ支払います。
- メーター料金が800円以下の場合  
⇒ 全額自己負担になりますので、メーター料金を支払います。

**例えば…**

- ★メーター料金が1,510円の場合



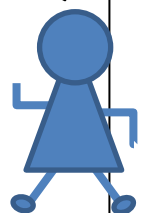
800円を超えた分は、後日、町からタクシー事業者へ直接、支払いをします。

対象者証  
NO. 9999  
氏名 小町 小桜  
生年月日 S15.1.1  
発行日 H30.5.1  
小野町長

## ◆◆利用にあたっての注意事項◆◆

- ★「観光タクシー」または「羽場タクシー」で利用できます。
- ★ 町内での移動に限ります。
- ★ 対象者証を持っている方が乗っていれば、誰とでも相乗りができます。
- ★ 対象者証を失くした場合は、再発行ができますので、役場までお問い合わせください。

ルールを  
守って  
利用しましょう!



【お問い合わせ】小野町役場 企画政策課(電話:72-6939)

## ◆◆小野町タクシー利用料金助成制度の概要◆◆

### ★ どんな制度ですか？

「対象者証」を持つ人がタクシーを利用した時の料金の一部（1回の利用につき800円を超える部分）を町が助成します。

### ★ どこで利用できますか？

町内での移動（乗り降り）に限ります。

ただし、バス停からバス停、駅から駅への移動には利用できません。

### ★ 利用できる時間は決まっていますか？

午前7時から午後7時までの乗車に限ります。

（緊急を要する場合は午後9時まで利用できます）

### ★ 利用できる回数は決まっていますか？

月に16回まで利用できます。（片道で1回と数えます）

### ★ どこに出かけてもいいですか？

例えば、病院や役場、銀行・郵便局、商店・スーパー、知人宅などに  
出かけるときは利用できます。

遊興等目的とするときは助成の対象になりません。

### ★ 対象者証を持っている人と一緒に乗っても対象になりますか？

対象者証を持っている方が一緒に乗っていれば、制度の対象です。

### ★ 用事を済ませている間、タクシーを待たせてもいいですか？

タクシーを目的地で待たせることはできません。

## ◆◆介護タクシー・福祉車両について◆◆

介護保険が適用される介護タクシーや福祉車両による送迎についても、  
タクシー利用料金助成制度の対象となります。

ただし、介護タクシー等は業者と個別に契約が必要になります。

また、通常のタクシー利用と助成内容が異なりますので、詳しくは契約  
している業者にご確認ください。

